

# 日本大学医学部附属板橋病院医療安全監査委員会内規

( 令和 4 年11月29日制定 )

(設置及び趣旨)

第 1 条 この内規は、日本大学医学部附属板橋病院（以下「板橋病院」という）における医療安全管理体制及び業務遂行に関する監査を行うことを目的として、医療法施行規則第15条の 4 第 2 号、日本大学医学部附属板橋病院組織規程第39条及び日本大学病院経営会議規程第 9 条に基づき設置する、日本大学医学部附属板橋病院医療安全監査委員会（以下「委員会」という）についての必要事項を定める。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- ① 板橋病院長等から医療安全における管理体制及び業務の遂行状況について報告を求めるとともに、必要に応じて自ら確認し、特定機能病院としての安全管理がなされているか確認及び評価すること。
- ② 前号の結果報告書を作成し、理事長に提出すること。
- ③ 必要に応じ、理事長及び板橋病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を具申すること。
- ④ 確認・評価の結果をホームページより学外に公表すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の者 3 名以上をもって構成し、委員は理事長が委嘱する。

- ① 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
- ② 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者。ただし、前号の者を除く。
- ③ 委員長及び委員の半数を超える数が、板橋病院と利害関係のない者（以下「学外者」という）であること。
- ④ その他理事長が必要と認めた者

2 前項第 3 号に定める利害関係のない者とは、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 過去10年以内に板橋病院と雇用関係にないこと。
- ② 委員に属する年度を含む過去 3 年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等を板橋病院から受領していないこと。ただし、委員会に係る費用を除く。

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員は、それぞれ 1 名以上の者が学外者であること。

(委員長)

第 4 条 委員会の委員長は、学外者の委員の中から理事長が指名する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(委員の任期)

第 6 条 委員長及び委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公表)

第7条 委員会を構成する委員について、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を厚生労働大臣へ提出するとともに、ホームページにより学外へ公表するものとする。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、毎年度、2回以上開催する。

(所 管)

第9条 委員会に関する事務は、板橋病院庶務課が行い、病院経営指導管理オフィスがこれを指導・監督する。

## 附 則

- 1 この内規は、令和4年11月29日から施行する。
- 2 平成29年3月15日制定の日本大学医学部附属板橋病院医療安全監査委員会設置要項は、令和4年11月28日をもって廃止する。